

平成 19 年 4 月 10 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 18 年 9 月 11 日付け 18 川監報第 10 号で報告した行政監査「調査研究委託について」の結果に基づき、川崎市長から、平成 19 年 2 月 23 日付け 18 川総行革第 279 号により措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川 崎 市 監 査 委 員	鹿 川 隆
同	奥 宮 京 子
同	小 林 貴美子
同	西 村 英 二

18川総行革第279号

平成19年2月23日

川崎市監査委員 鹿 川 隆 様

同 奥 宮 京 子 様

同 小 林 貴美子 様

同 西 村 英 二 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年9月11日付け18川監報第10号で報告のありました行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成18年度行政監査結果に対する措置状況

1 適正な履行期限を設定すべきもの

[指摘の要旨]

会計年度独立の原則から、当該年度の予算で支出するためには、3月31日までに、完成検査を行わなければならない。完成検査の結果によっては、修正等を

求めることがある以上、履行期限を３月３１日とすることは、適正な検査期間を確保できないおそれがある。

調査研究委託で十分な成果を得るためには、適正な完成検査が必要であるので、今後、履行期限の設定については十分に留意されたい。

[措置の内容]

適正な履行期限の設定については、従来から周知してきたところですが、今回の監査結果を踏まえ、平成１８年１２月に改めて文書にて、検査に要する期間を見込んで履行期限を定めることなど、契約事務の適正な執行について周知徹底を図りました。

２ 委託業務の内容を十分に検討すべきであったもの

[指摘の要旨]

本市は平成３年３月に、住居表示整備事業を円滑に進めるための資料とすること等を目的として、「川崎の町名」を発行した。

平成１７年度には、この内容をコンパクトにまとめ、宮前区、多摩区及び麻生区について、区ごとに分冊方式とする編集業務を同じ業者に委託した。委託理由は、本業務を行うには、当業者が有する地名に関する膨大な資料と知的財産の活用が必要とのことであった。ちなみに１８年度は幸区、中原区及び高津区の３区について同様に委託している。

しかしながら、成果物は「川崎の町名」を要約し、住居表示の実施に伴い町名が変更された部分を加筆したもので、Ａ４版片面印刷で３０～４０ページ程度である。

要約作業は、特段の専門的知識が必要とは考えられず、職員でも対応可能であるため、委託範囲を新たに加筆する部分の監修業務にとどめることも検討すべきであった。

また、人的体制が理由であるならば、効率性・有効性の観点から7区分を同時に完成させ、成果を早期に市民に還元するのが望ましいと考える。

調査委託を行うに当たっては、委託が必要な範囲、業務量等を十分に精査の上、実施されたい。

(市民局「川崎地名研究調査」)

[措置の内容]

委託が必要な範囲、業務量等の精査については、平成18年度の業務委託にあつては、委託先業者と協議し、現行契約の範囲内で、可能な限り参考となる情報を盛り込むなど、単なる要約版とならないよう、改善を図りました。

また、今後についても、川崎市内の地名をより鮮明に印象づけるため、地名に関するエピソードや全国各地の同じ地名の由来などを可能な限り精細に記載することなどにより、委託業者が有する豊富な資料、知的財産の活用を図ってまいります。

3 委託業務の内容や必要性を十分に検討すべきであったもの

[指摘の要旨]

平成15年4月に設置された保健福祉センターについて、庁内検討委員会を設置して、より良いサービス提供を目指し業務の改善方策の検討を行っている。この調査は、こうした検討作業の一環で実施されたもので、窓口利用者の状況や意識を明らかにし、市民サービスの改善に向けた方策等の基礎資料とするのが目的であった。

報告書ではアンケート結果の分析が記載されているが、設問ごとのグラフ集計及び簡単な説明並びにアンケートの個別回答の羅列である。

専門性に期待して委託するのであれば、アンケート結果を踏まえて、市民サービス改善に向けた方策の提案等を求めることが望ましい。

また、この報告内容で十分であるならば、職員での対応も検討する必要があったと考える。

調査委託を行うに当たっては、委託の業務の内容や必要性を十分に検討されたい。

(健康福祉局「保健福祉センター窓口利用者意識調査」)

[措置の内容]

今回の監査結果を踏まえ、問題点、今後留意すべき点等について考察した結果、今後、同様の調査委託を行う場合は、調査の目的や求める成果に照らして、委託の業務の内容や必要性等について、十分に検討した上で実施してまいります。

4 委託業務の履行確認を適正に行うべきであったもの

[指摘の要旨]

平成17年4月に各保健福祉センターで、障害者の移動支援事業の対象者にバス、タクシー等の助成事業の利用頻度や用途に関するアンケートを実施した。

アンケート結果の集計と移動手段や必要性などについての傾向等に関する考察業務を随意契約で委託した。相手方は前年度に当該アンケート項目の選定等を委託した者で、その際の各種データを活用することで集計作業をかなり短縮できるとの理由であった。

報告書には、仕様書に掲げた「移動支援事業のあるべき姿、実用性、公平性および費用対効果等の観点から各事業のあり方等や考えられる方策等をまとめる」という内容が欠落しており、目的に見合った成果が十分に得られていない。

その要因の一つは、「アンケート項目の選定が不十分であった」とのことである。そうであるならば、前年度の履行内容に課題があったにもかかわらず、同じ相手方と随意契約をしたことになる。

適正な履行確認をするとともに、今後、競争原理の働きにくい随意契約を行う

場合には、相手方の履行実績等を十分に検討するよう努められたい。

（健康福祉局「移動支援事業利用状況報告書作成」）

[措置の内容]

今回の監査結果を踏まえ、問題点、今後留意すべき点等について考察した結果、今後、同様の調査研究委託を行う場合は、仕様書の内容と成果物を十分に照合し、問題があった際は再提出を求めるなど、適正な履行確認を行うことともに、随意契約を行う場合は、同業他社との比較も行った上で、当該業者の実績等を慎重に検討してまいります。